

新潟市美術館 施設使用料

○常設展示観覧料

区分	新使用料			旧使用料		
	観覧料の額（1人1回につき）			観覧料の額（1人1回につき）		
	個人	団体 (20人以上)	市内定期観光 バス利用者	個人	団体 (20人以上)	市内定期観光 バス利用者
一般	260円	200円	200円	200円	160円	160円
大学生・高校生	190円	140円	140円	150円	110円	110円
中学生・小学生	130円	90円	90円	100円	70円	70円

○施設等使用料

区分	新使用料				旧使用料		
	1日	午前	午後	追加	1日	午前	午後
	9:30 ～17:00	9:30 ～12:00	13:00 ～17:00	1時間に つき	9:30 ～18:00	9:30 ～12:00	13:00 ～18:00
展示室1	33,800円	13,000円	20,800円	5,200円	30,000円	10,000円	20,000円
展示室2	27,040円	10,400円	16,640円	4,160円	24,000円	8,000円	16,000円
展示室3	28,140円	10,820円	17,320円	4,330円	25,000円	8,300円	16,700円
市民ギャラリー	8,970円	3,450円	5,520円	1,380円	8,000円	2,700円	5,300円
実習室	10,140円	3,900円	6,240円	1,560円	9,000円	3,000円	6,000円
講堂	12,350円	4,750円	7,600円	1,900円	11,000円	3,700円	7,300円

備考

- 1 午前及び午後の区分に定める利用時間を継続して利用する場合の使用料の額は、1日の区分に定める使用料の額とする。
- 2 利用時間が表に定める利用時間に満たない場合でも時間割計算は行わない。
- 3 午前及び午後の区分に定める利用時間以外の時間に利用する場合（備考1に規定する場合を除く。）における使用料の額は、1時間につき、追加の区分に定める使用料の額とする。この場合において、その利用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げる。
- 4 施設等の利用の許可を受けた期間の内に、休館日がある場合は、当該休館日に係る施設等使用料は徴収しない。ただし、美術資料の搬入又は搬出のため施設等を利用する場合は、上表及び備考1から備考3までの規定により施設等使用料を徴収する。

○その他

- ・ 備品の使用料に変更はありません。
- ・ その他、詳細は新潟市美術館条例、同条例施行規則によります。